

産業廃棄物処分業許可証

住所 佐賀県佐賀市大和町大字川上149番地1
氏名 株式会社佐賀クリーン環境
代表取締役 篠原 和広

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和5年（2023年）11月29日
許可の有効年月日 令和7年（2025年）3月14日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
溶融	廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。） 以上1種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
固化	汚泥（無機性汚泥に限る。） 以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
圧縮	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及び金属くず 以上6種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
破砕	紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。） 以上8種類（水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収が義務付けられているものを除く。）を含む。）
破砕・圧縮固化	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上5種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種類	溶融施設	固化施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（溶融）にある産業廃棄物の種類の全て	1. の中間処理業（固化）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	小城市牛津町大字乙柳873番7	佐賀市大和町大字川上3529番1
設置年月日	平成30年4月24日	平成12年9月20日
処理能力	0.4 t/日（8時間）	100 m ³ /日（14時間）

種類	圧縮施設	圧縮施設
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類及び紙くず	廃プラスチック類（ペットボトル及びプラスチック容器に限る。）
設置場所	佐賀市大和町大字川上3529番1	佐賀市大和町大字川上3529番1
設置年月日	平成12年3月3日	平成26年3月20日
処理能力	0.96 t/日（8時間）	2.4 t/日（8時間）

（裏面へ）

種 類	圧縮施設	破碎施設
産業廃棄物の種類	金属くず（飲料用空き缶容器類に限る。）	金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃蛍光灯に限る。）
設置場所	佐賀市大和町大字川上3529番1	佐賀市大和町大字川上3529番1
設置年月日	平成12年5月8日	平成13年11月1日
処理能力	3.1t/日（8時間）	4.112本/日（8時間）

種 類	破碎施設（固定及び移動式）	破碎施設
産業廃棄物の種類	木くず	紙くず、繊維くず、ゴムくず、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）
設置場所	佐賀市富士町大字上熊川690番48	佐賀市富士町大字上熊川690番48
設置年月日	平成20年10月31日	平成25年5月29日
処理能力	4.5t/日（8時間）	紙 く ず：3.4t/日（8時間） 繊 維 く ず：3.3t/日（8時間） ゴ ム く ず：1.8t/日（8時間） 廃プラスチック類：4.1t/日（8時間） 金 属 く ず：4.6t/日（8時間） ガラスくず等：4.7t/日（8時間）

種 類	圧縮施設	熔融施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（圧縮）にある産業廃棄物の種類の全て	1. の中間処理業（熔融）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	佐賀市富士町大字上熊川691番107、716番3	佐賀市大和町大字川上3529番1
設置年月日	平成28年7月28日	平成28年12月20日
処理能力	廃プラスチック類：120t/日（8時間） 紙 く ず：116t/日（8時間） 木 く ず：87t/日（8時間） 繊 維 く ず：62t/日（8時間） ゴ ム く ず：110t/日（8時間） 金 属 く ず：190t/日（8時間）	0.8t/日（8時間）

種 類	破碎施設（固定式）	破碎・圧縮固化施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（破碎）にある産業廃棄物の種類の全て	1. の中間処理業（破碎・圧縮固化）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	佐賀市富士町大字上熊川字苗代691番104、691番105、691番107、716番3	佐賀市富士町大字上熊川字苗代690番48
設置年月日	令和3年6月23日	令和5年8月25日
処理能力	紙 く ず：9.9t/日（8時間） 木 く ず：11t/日（8時間） 繊 維 く ず：4.0t/日（8時間） ゴ ム く ず：11t/日（8時間） が れ き 類：9.5t/日（8時間） 廃プラスチック類：10t/日（8時間） 金 属 く ず：8.7t/日（8時間） ガラスくず等：10t/日（8時間）	紙 く ず：52.8t/日（24時間） 木 く ず：52.8t/日（24時間） 繊 維 く ず：52.8t/日（24時間） ゴ ム く ず：52.8t/日（24時間） 廃プラスチック類：52.8t/日（24時間）
許可年月日	令和3年（2021年）3月25日	令和5年（2023年）4月19日
許可番号	佐賀県指令2循環第22号	佐賀県指令5循環第1号

（次葉へ）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年	3月15日	更新許可	(優良基準適合)
平成30年	4月26日	変更届	溶融施設の設置場所の変更
平成30年	8月1日	変更届	圧縮梱包施設の廃止及び同施設の追加
令和3年	7月15日	変更届	破碎施設(令和3年6月23日設置)の追加
令和3年	10月26日	変更届	溶融施設(平成28年5月24日設置)の廃止
令和5年	6月12日	変更届	破碎施設(平成22年11月29日設置)の廃止
令和5年	8月8日	変更届	固化施設(令和5年8月7日設置)の追加
令和5年	11月17日	変更届	代表者の変更
令和5年	11月28日	変更届	固化施設(令和5年8月7日設置)の廃止
令和5年	11月29日	変更許可	中間処理業(破碎・圧縮固化)及び破碎・圧縮固化施設の追加

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。
また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告(被告の代表者は、佐賀県知事です。)として訴訟を提起することができます。